コンプライアンス（法令等遵守）の取り組み

当行では、経営管理部**「法務室」**を中心に、法令等遵守や適正な銀行経営を継続する体制づくりとともに、高い倫理観を持つ行員の育成に取り組んでいます。

コンプライアンス態勢

経営理念である「CSR憲章」に基づき「滋賀銀行の行動規範」を定めています。これらを遂行し、法令等遵守を徹底するために専務取締役を委員長とする**「コンプライアンス委員会」**が中心となり、半年毎に**「コンプライアンス・プログラム」**を策定するとともに、実践に努めています。

具体的には、設定したテーマに沿って各部店で研修を実施、その理解度を本部でモニタリングしています。理解が不十分と判断した部店では、再徹底を図るなど、「PDCAサイクル」を継続的に実施しています。

平成26年度は、交通安全を徹底させるとともに、各部店が自主的に定めたテーマに沿った研修に取り組みます。

役職員による内部通報窓口を設置

コンプライアンス経営を促進するため、業務上の法令・ルール違反を発見したり、上司や同僚に相談できない悩みを抱えた場合の相談窓口として、24時間受付可能な**「コンプライアンスヘルプライン」**を設置しています。

また、役職員が業務外で法律問題に直面したときに早期解決できるよう、**「弁護士相談制度」**を併設しています。

「内部通報制度」の啓発ポスター
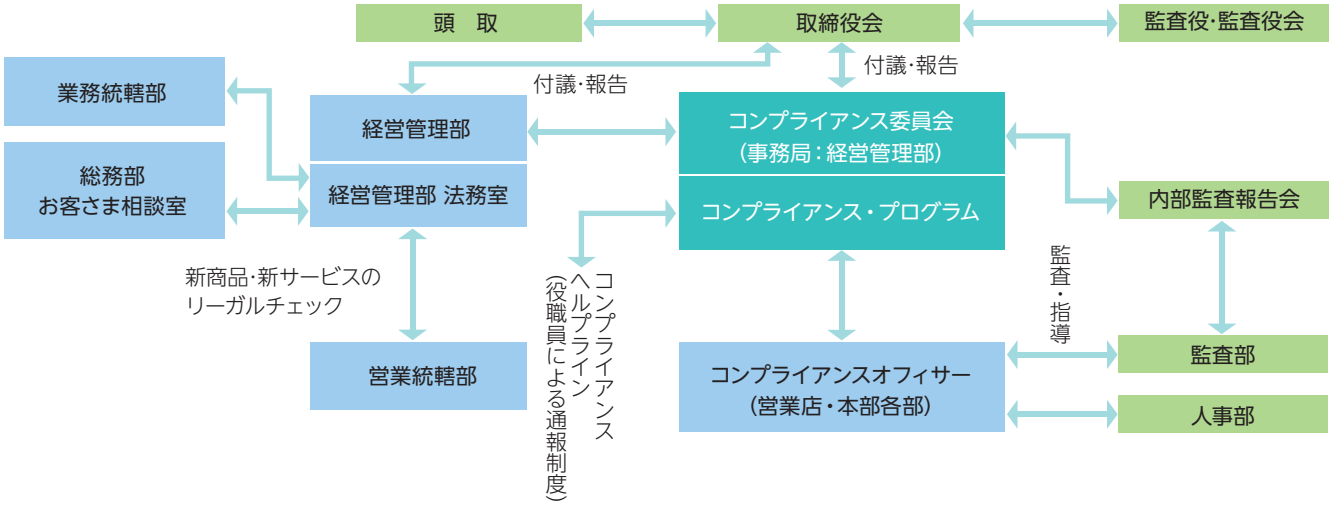
コンプライアンス態勢図